

# 建設リサイクルに関する業界の取組み

## 建設汚泥への取組みを中心として

社団法人日本土木工業協会環境委員会

建設副産物専門委員会委員 さかもと 阪本 ひろゆき 廣行

### 1. はじめに

近年急速に地球温暖化の影響が表面化しつつあり、その対策が国際的にも重要な課題として取り上げられてきている。こうした中、限りある資源を有効に利用し、エネルギー消費の低減を目指す資源循環型社会の構築に向け社会が大きく変換する必要がある。

建設業は、国内の資源利用量の約4割を使用するとともに、全産業廃棄物の排出量約4億6,800万tの2割弱を建設廃棄物として排出している。また、全産業廃棄物の最終処分量の2割強を建設廃棄物が占めており、循環型社会の構築に対する建設業に求められる役割は大きいものとなっている。

国土交通省は平成20年3月14日に「建設リサイクルに関する方策」を発表し、これからの建設リサイクルに対する取組みの考え方を示した。さらに、平成20年4月23日には「建設リサイクル推進計画2008」が公表され、具体的なリサイクルの目標値を示すことにより、建設リサイクルに対する取組みをさらに推し進めていくことが明確にされたところである。

建設業界においては、こうした社会から求められる役割を果たすべく、さまざまな取組みを行っ

てきている。

本論では、建設業界での建設リサイクルに関する取組みを、社団法人日本土木工業協会（以下、土工協）での取組みを中心として紹介する。

### 2. 建設業団体のリサイクルに関する取組み

社団法人日本建設業団体連合会（以下「日建連」という）、社団法人建築業協会（以下「建築協」という）や土工協等の建設業に関わる団体では、それぞれ環境委員会建設副産物専門委員会などを設置し、おのおの建設副産物のリサイクル、適正処理の推進等に取り組んでいる。また、いくつかの団体が合同で行動計画を作成したり、会員会社の現場での点検や直接指導などを行っているため、これらの取組みについて紹介する。

#### (1) 建設業3団体における取組み

日建連、建築協および土工協の3団体において「建設業の環境自主行動計画」を策定しており、2007年4月に発行した「建設業の環境自主行動計画第4版」では、建設副産物対策として建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土およびその他の廃棄物を取り上げており、それぞれに対して2010年度までのリサイクル率の目標を掲げ、そのための実施方策などを示している。2010

表 1 「建設業の環境自主行動計画第4版」によるリサイクル目標値

項目	2010年度目標値
建設発生木材	再資源化等率 95%
建設汚泥	再資源化等率 75%
建設混合廃棄物	H12年度比 50%減
建設発生土	利用土砂の建設発生土利用率 90%

年度までのリサイクル率の目標値を表 1 に示すが、今後、「建設リサイクル推進計画2008」を受け、目標値等の見直しを行う予定である。

#### (2) 五団体合同安全対策本部における取組み

建設業団体である土工協、社団法人日本電力建設業協会、社団法人日本鉄道建設業協会、社団法人日本道路建設業協会および建築協の五つの団体が合同で、建設工事における公衆災害の防止を主たる目的とした五団体合同安全対策本部を昭和45年に設立した。

五団体では主に会員企業に対しての講習会や本・支部専門委員による現場点検等により、事故防止や法令遵守、リサイクルの推進などを指導している。

対策本部には、交通、地下埋設物、火薬類および公害の4対策部会が設置され、その中で公害対策部会が、騒音振動等の公害対策と、建設副産物のリサイクルおよび産業廃棄物の適正処理に関する事項を担当している。

近年、資源循環型社会の形成が大きな課題となり、建設副産物の適正処理とともに建設汚泥などのリサイクル推進の観点での活動に力を入れている。

建設副産物のリサイクルおよび適正処理に関しては以下のような活動を行っている。

#### ① 教育資料の作成

「建設廃棄物適正処理の手引き」および「建設副産物リサイクルの手引き」を作成し、建設副産物のリサイクルおよび建設廃棄物の適正処理に関する方策や法規制などを最新の情報で分かりやす

く解説している。手引きは会員会社への配布、講習会でのテキストとして使用するほか有料での販売も行っている。

#### ② 工事現場での点検・指導

本部においては年に2回、会員会社に対してのアンケート調査により選定された現場に直接本部の専門委員が出向いて点検を実施している。建設副産物等に関しては、現場の責任者との懇談を通じて問題点を把握するとともに、リサイクルの意識の向上に努めている。

また、現場点検により、公害防止や建設副産物のリサイクル等への取組みが顕著であると認められた現場に対しては表彰を行い、新聞等に発表し、意識の向上を図っている。

#### ③ 講習会の開催

公害対策本部では、会員会社の公害・環境担当者および現場責任者を主な対象に、建設副産物の発生抑制、再資源化、および適正処理等に関する講習会を都内および関東甲信地区の各県で開催している。

また、全国8支部においても、本部と同様に現場点検と毎年建設副産物対策講習会を実施している。

### 3. 土工協における建設副産物リサイクルの取組み

土工協では、環境委員会建設副産物専門委員会に建設発生土WGと建設泥土WGを設置し、建設発生土の再利用と建設汚泥のリサイクルに関して

調査・研究を行うとともに、省庁等への窓口、会員会社への情報伝達、また、処理業界との窓口としての活動を継続してきている。

リサイクルに関する問題点と思われる事項に関しては、土工協会会員会社等に対してアンケート調査などを行い、実態の把握と問題点の解析を行い、その結果をもとに、環境省や国土交通省に対してリサイクル推進のための手続きの簡素化等さまざまな提案、要求等を行い、着実な成果を上げている。

#### (1) 建設発生土WG

建設発生土検討WGでは、平成15年に建設発生土を取り扱う上で注意を要する汚染土壌に対して、土工協・日建連・建築協3団体名でパンフレット「汚染土壌の取り扱いについて」を作成した。

また、建設発生土の利用促進に向け、平成16年に「建設発生土取扱いの手引き」を作成し、さらに、平成18年3月には建設工事における土工事などで埋設された廃棄物に遭遇したときの対応を「建設工事に伴う廃棄物混じり土の取扱いの手引き」としてとりまとめ、会員会社に配布し、建設発生土の利用促進に努めている。

#### (2) 建設泥土WG

建設泥土WGでは建設汚泥のリサイクルおよび適正処理の推進に向け、平成16年3月に「建設汚泥リサイクル事例集」を、平成19年3月には「建設泥土（建設汚泥）リサイクルの手引き」を作成し、会員会社に配布するとともに、建設発生土WGとともに講習会を開催し、リサイクルの推進に取り組んでいる。

#### ① 建設汚泥リサイクル事例集

建設汚泥発生工事において建設汚泥のリサイクルを計画し、当該自治体の環境部局や発注者に対して提案しても、建設汚泥の改良が技術的に不明確であるとか、建設汚泥処理土をリサイクルした事例が分からない、などといった理由で「自ら利

用」などリサイクルに対して消極的な自治体も見られ、リサイクルが低迷している一因となつていると考えられた。

そこで、平成15年度に地方自治体の発注部局に対して建設汚泥のリサイクルに関するアンケート調査を実施した。調査結果によれば、リサイクル制度等がまだ十分に周知されていないことに加え、建設汚泥の定義や基準についての判断が不明確であることが判明した。

さらに、建設汚泥の「個別指定制度」を認めるかどうか、あるいは「自ら利用」の技術的判断に関して、環境部局と発注部局との間に相違があることが裏づけられた。このような状況において、発注者や環境部局担当者に対しての説得材料とするため、実際にリサイクルされた事例をできるだけ多く収集し、解説をつけることにより建設汚泥再生利用の技術的側面および再生利用方策の理解・促進を図るとともに、会員会社の教育資料として利用できるものを製作目的として事例集を作成し、平成16年3月に発行した。

事例集に掲載された事例は37件であり、利用用途や品質、利用方策などで整理している。再生利用の方策別では「自ら利用」が22件で最も多く、「個別指定」が4件、「大臣認定制度」が4件であり、その他のリサイクル事例が7件となっている。

#### ② 建設泥土（建設汚泥）リサイクルの手引き

「建設汚泥リサイクル事例集」に引き続いて平成19年3月に「建設泥土（建設汚泥）リサイクルの手引き」を発行した。

これは、建設汚泥の定義やリサイクル方策、および法手続きなどを、平成18年6月12日の国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等の通達、および平成18年7月の環境省の「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」等の通知に則って解説するとともに、Q&A集を作成して資料としている。また、参考資料として建設汚泥リサイクルに関する各種通知類などを掲載している。

### ③ 建設汚泥の呼称変更の提案

建設汚泥は、廃棄物処理法で定める産業廃棄物の「汚泥」として同法に基づく適正な処理が義務づけられている。建設汚泥は、掘削土砂と同じくそのほとんどが無機性かつ無害であり、含水比の低下や安定処理等を行うことにより土質材料として利用することが可能なものである。

しかし、建設工事において建設汚泥の再生利用を計画し、地域住民への説明等を行った際に「汚泥」という名称がついているために有害物等が混入しているとの誤解を受け、再生利用に支障が生じている場合がある。また、廃棄物処理法に基づく事務を執行する自治体においてさえも、他産業の廃棄物である下水汚泥や工業系の汚泥と混同し、建設汚泥の「自ら利用」や「個別指定」等の再生利用制度の活用に積極的でない自治体も少なくない。

このような誤解によるリサイクルの阻害を除くため、土工協では「建設汚泥」を「建設泥土」（仮称）という呼称に変更する必要があると考え、平成19年度に提案し、「建設業の環境自主行動計画第4版」に掲載した。現在東京都においては、「建設泥土」の呼称が諸手続き等ですでに使用されており、特に混乱等は起こっていない。

しかし、建設発生土土質区分基準の区分として「泥土」の呼称があり、産業廃棄物ではない「泥土」が間違えて産業廃棄物として取り扱われてしまい、混乱が生ずるとの指摘もある。

「建設汚泥」を「建設泥土」と呼称変更する場合には、建設発生土の区分である「泥土」も呼称変更し、「建設泥土」との混同がないようにする必要があり。これは、現状においても報告書等において「泥土」＝「建設汚泥」と誤解された記述をしばしば見かけるためでもあり、今後の検討課題である。

## 4. 建設会社による取組み

建設会社個々においても建設副産物の3Rに関して技術開発等の取組みを行っている。建設汚泥を例にとると、発生抑制では、場所打ち杭等での汚泥発生量を減少させる工夫や泥水等の分級による汚泥発生量の抑制方法の開発などがある。

また、再生利用技術では、各種改良材の開発や脱水機の性能向上などの技術開発などである。さらに、建設汚泥処理土の利用用途の拡大への取組みなど、発注者への積極的な提案も行っている。

## 5. おわりに

建設リサイクルに関する取組みを、業界団体の取組みを主に紹介したが、質の高い建設リサイクルを推進するためには民間主体の技術開発が重要であり、今回ほとんど紹介することはできなかったが、民間各社においてもさまざまな取組みがなされている。

建設事業において、建設副産物のリサイクル率の向上は大きな課題である一方、建設工事においては、他産業の副産物も建設資材として利用しており、資源循環型社会の構築に大きな役割を果たしている。今後も循環型社会の構築に向け、建設業界挙げて建設リサイクルの向上に取り組んでいかなければならない。

また、分かりにくいとされている建設汚泥に関しての定義や利用方策の明確化に関しても、今後もさらなる取組みが必要であると考えている。